

礼記注疏訳注稿（四）—郷飲酒義第四十五（一）—

末永 高康

凡例

- 一 本稿は阮刻十三経注疏の礼記郷飲酒義第四十五（篇首より賓主象天地也節まで）に対する訳注稿である。ただし、音義および校勘記は省略してある。
- 二 底本は嘉慶二十年江西南昌府学開雕のいわゆる「阮刻十三経注疏本」を用いたが、足利本等により底本を一部改めた部分がある。
- 三 各部分の冒頭に底本における葉数・表裏・行数を示した。疏については適宜分割して経、注の後ろに割り当ててある。
- 四 十三経注疏からの引用については、「阮刻十三経注疏本」の巻葉数を 1.2a3（一卷二葉表三行）、4.5b6（四巻五葉裏六行）等の形で記しておいた。ただし、巻数、行数は省略した部分がある。

【疏】（十一葉表六行）

正義曰、案鄭目錄云、名曰郷飲酒義者、以其記郷大夫飲賓于庠序之

禮、尊賢養老之義。此於別録屬吉事。儀禮有其事、此記釋其義也。但此篇前後凡有四事、一則三年賓賢能、二則卿大夫飲國中賢者、三則州長習射飲酒也、四則黨正蜡祭飲酒。摠而言之、皆謂之郷飲酒。

〔書き下し文〕

正義に曰く、案ずるに鄭目錄に云ふ、「名づけて郷飲酒義と曰ふは、其の郷大夫、賓を庠序に飲ましむるの礼、賢を尊び老を養ふの義を記すを以てなり。此れ別録に於て吉事に属す。儀礼に其の事有りて、此の記は其の義を積す。但だ此の篇前後凡そ四事有り。一は則ち三年賢能を賓す、二は則ち卿大夫、国中の賢者に飲ましむ、三は則ち州長習射に飲酒す、四は則ち党正蜡祭に飲酒するなり。摠じて之を言はば、皆な之を郷飲酒と謂ふ」と①。

①『通徳遺書所見録』、『黄氏逸書考』通徳堂経解（臧庸による）は「皆謂之郷飲酒」までを『鄭目錄』とする。『礼記目錄』においては、奔喪篇 56.1a3 で「此於別録属喪服之禮矣」下に「實逸曲禮之正篇也」以下が付せられ、投壺篇 58.9b5 以下「此於別録属吉禮」下に「亦實曲禮之正篇（也）」が付せられるの

を除いては『別録』における所属を示して各篇（上下に分かれる篇の下篇は除く）への記述を終えており、このような長文が「別録屬〇〇」の後ろに続くのは異例である。ただ、疏の下文 1261 に「故（鄭）知此篇兼有四事」とあることよりすれば、この疏においては「皆謂之郷飲酒」までが『鄭目錄』の引用であると思なければならぬ。なお王謨『漢魏遺書鈔』は「此於別録屬吉事」までを『鄭目錄』としている。

〔現代語訳〕

正義に曰く、案ずるに鄭玄『三礼目錄』では「郷飲酒義と名付けられているのは、この篇で郷大夫が賓を庠序（の学校）で酒を飲ませる礼における、賢者を尊び老者を養う意義を記しているからである。この篇は（劉向）『別録』では吉事に属している。『儀礼』にこの（郷飲酒の）事がある、この記ではその意義を解釈している。ただこの篇においては前後で凡そ四事（の酒礼）について記している。一つ目は（郷大夫が）三年ごとに（郷中の）賢能を賓として飲ませるもの、二つ目は卿大夫が国中の賢者に飲ませるもの、三つ目は州長が習射の際に飲酒するもの、四つ目は党正が蜡祭の際に飲酒するものである。（この四者は異なるものではあるが）総じて言えば、皆なこれを（まとめて）郷飲酒と言うことができる」と言っている。

【疏】（十二葉表八行）

知此篇合有四事者、以鄭注郷人郷大夫、又云士州長黨正、鄭又云飲國中賢者、亦用此禮也、鄭必知此篇郷大夫賓賢能、及飲國中賢者、

并州長黨正者、以此經云郷人即郷大夫、士則州長黨正、又云君子謂卿大夫飲國中賢者、下又云六十者坐、五十者立侍、亦是黨正飲酒之事、下又云合諸郷射、是亦州長習射之禮、鄭以此參之、故知此篇兼有四事。

〔書き下し文〕

此の篇合して四事有るを知らるは、鄭「郷人は郷大夫なり」（14a9）と注し、又た「士、州長黨正なり」（14a10）と云ひ、鄭又た「国中の賢者に飲ましむるも、亦た此の礼を用ふるなり」（同上）と云ふを以て、鄭必ず此篇郷大夫、賢能を賓し、及び国中の賢者に飲ましめ、並びに州長黨正（の飲酒）なるを知る。以（おも）らく此の経に「郷人」（14a8）と云ふは即ち郷大夫、「士」（同上）は則ち州長黨正、又た「君子」（同上）と云ふは卿大夫の国中の賢者に飲ましむるを謂ひ、下に又た「六十なる者坐し、五十なる者立ちて侍る」（17a5）と云ふも、亦た是れ党正酒を飲ましむるの事（同注 17b2 参照）、下に又た「諸を郷射に合す」（17b1）と云ふも、是れ亦た州長習射の礼、鄭此を以て之を參ず、故に此の篇兼ねて四事有るを知る。

〔現代語訳〕

この篇にあわせて四つの事があるとわかるのは、（まず鄭玄の理解を確認しておく）、鄭玄が（下文の「郷人士君子」に対して）「郷人は郷大夫である」と注し、また「士は州長・党正のこと」と言い、鄭玄がさらにまた「国中の賢者に飲ませるものにも、またこの礼を用いるのだ」（同上）と言っていることから、鄭玄はこの篇（で記さ

れているのが）郷大夫が（郷中の）賢能を賓として飲ませること、国中の賢者に飲ませること、州長や党正（が飲ませること）であることを必ずや知っているのだ。思うに、この経で「郷人」と言うのは、郷大夫のこと、「士」とは、州長・党正のこと、また「君子」と言うのは卿大夫が国中の賢者に飲ませることを言っているのであり、下文でまた「六十の者は坐り、五十の立つて仕える」と言うのもまた党正が酒を飲ませる際の事で、さらに下文で「民を郷射にあつめて（教える）」と言うのもまた州長が射を習わす礼のことであつて、鄭玄はこれらを参照して（上のように注記して）いるのだ。だからこの篇には兼ねて四つの事があるとわかるのだ。

【疏】（十一葉裏一行）

郷則三年一飲、射則一年再飲、黨則一年一飲也。所以然者、天子六郷、諸侯三郷、卿二郷、大夫一郷、各有郷大夫、而郷有郷學、取致仕在郷之中大夫爲教師、致仕之士爲少師、在於學中、名爲郷先生、教於郷中之人謂郷學。

〔書き下し文〕

郷は則ち三年一飲、射は則ち一年再飲、党は則ち一年一飲なり。然る所以は、天子は六郷、諸侯は三郷、卿は二郷、大夫は一郷①、各おの郷大夫有りて②、郷に郷学有り、致仕して郷に在るの中大夫を取りて教師と爲し、致仕の士を少師と爲し③、学中に在りては、名づけて郷先生と爲し④、郷中の人に教へては郷学と謂ふ。

①天子以下の郷数を直接に示す経文は存在しないが、『周礼』

夏官・序官 282a に「凡制軍、萬有二千五百人爲軍。王六軍、大國三軍、次國二軍、小國一軍、軍將皆命卿」と軍数が指定され、その注 282b に「軍一郷」とあることからこの軍数と郷数が対応することがわかる。

②『周礼』地官・序官 282a 「郷大夫、每郷卿一人。州長、每州中大夫一人。黨正、每黨下大夫一人」参照。

③下文の『儀礼』郷飲酒礼 鄭注 812b および『礼記』学記 363a 「古之教者、家有塾、黨有庠、術有序、國有學。」注 363 「術當爲遂、聲之誤也。古者仕焉而已者、歸教於閭里、朝夕坐於門。門側之堂、謂之塾。周禮五百家爲黨、萬二千五百家爲遂。黨屬於郷、遂在遠郊之外。」疏 403 「案書傳說云、大夫七十而致仕而退、老歸其郷里、大夫爲教師、士爲少師」参照。学記注の「遂」「黨」等、ここで前提とされている行政単位については、『周礼』地官・大司徒 1022b 「令五家爲比。…五比爲閭。…四閭爲族。…五族爲黨。…五黨爲州。…五州爲郷」、『周礼』地官・遂人 1513b 「遂人掌邦之野、…五家爲鄰、五鄰爲里、四里爲鄩、五鄩爲鄙、五鄙爲縣、五縣爲遂」参照。なお、「在郷之中大夫」は「在郷之大夫」もしくは「郷中之大夫」の誤りか。郷飲酒礼注よりすれば、ここを「中大夫」に限定する必要はない。ちなみに「在郷之中」「在郷中」という表現は注疏の他所に見えない。

④「郷先生」については、また『儀礼』士冠礼 212a 「郷先生」注 126g 「郷先生、郷中老人爲卿大夫致仕者」参照。

〔現代語訳〕

(その四事の内) 郷では三年ごとに一度飲み、(州の) 射では一年に二度飲み、党では一年に一度飲む。このようである(と言える)理由は(以下の通りで)①、天子は六郷、諸侯は三郷、卿は二郷、大夫は一郷であるが、それぞれ(の郷には) 郷大夫がいて、郷ごとに郷学(郷の学校)があり、致仕して郷に帰ってきた中大夫を父師に据え、致仕し(て郷に帰ってき) た士を少師に据え、学内では、(彼らを) 名づけて郷先生と称し、郷中の人に教えるので(その学校を) 郷学と呼ぶ。

①この理由を述べる部分は、十二葉裏九行目の「此郷飲酒之義」の前まで続く。

【疏】(十二葉裏三行)

毎年入學、三年業成、必升於君。若天子郷、則升學士於天子。若諸侯之郷、則升學士於諸侯。凡升之、必用正月也。將用升之、先爲飲酒之禮。郷大夫與郷先生謀事、學生最賢使爲賓、次者爲介、又次者爲衆賓。此郷大夫爲主人、與之飲酒、而後升之。故周禮郷大夫職云、三年則大比、攷其德行道藝、而興賢者能者、郷老及郷大夫、帥其吏與其衆寡以禮、禮賓之。鄭云、賢者有德行者。能者有道藝者。故鄭云、古者年七十而致仕、老於郷里、大夫名曰父師、士名少師、而教學焉、恒知郷人之賢者。是以大夫就而謀之、賢者以爲賓、其次以爲介、又其次爲衆賓、而與之飲酒。是亦將獻之以禮、禮賓之也。

〔書き下し文〕

年毎に学に入り、三年にして業成れば、必ず君に升す①。若し天子の郷なれば、則ち學士を天子に升し、若し諸侯の郷なれば、則ち學士を諸侯に升す。凡そ之を升すに、必ず正月を用ふ②。將に用て之を升さんとするに、先ず飲酒の礼を為す。郷大夫、郷先生と事を謀り、学生の最も賢なるを賓たらしめ、次なる者を介たらしめ、又た次なる者を衆賓たらしむ。此れ郷大夫、主人と爲り、之と酒を飲みて、而る後に之を升す。故に『周礼』郷大夫職(122a)に云ふ、「三年なれば則ち大比して、其の德行道芸を攷へて、賢者能者を興(11挙)げ③、郷老④及び郷大夫、其の吏と其の衆寡⑤とを帥い、礼を以て之を礼賓す」と⑥。鄭(3b2)云ふ、「賢者は德行有る者なり。能者は道芸有る者なり」と。故に鄭云ふ⑦、「古者年七十にして致仕し、郷里に老ふ、大夫は名づけて父師と曰ひ、士は名づけて少師といひて、教學し、恒に郷人の賢者を知る。是を以て大夫就きて之に謀り、賢者は以て賓と爲し、其の次は以て介と爲し、又た其の次は衆賓と爲して、之と酒を飲む。是れ亦た將に之を獻せんとするに礼を以て、之を礼賓するなり」と。

①『礼記』学記 363a 「比年入學、中年考校」注 363 「中猶間也。郷遂大夫、間歲則考學者之德行道藝。周禮三歲大比乃考焉」参照。この注で引かれる『周礼』は下文に見える。

②『儀礼』郷飲酒礼注 8118c 「是(郷飲酒)禮乃三年正月而一行也」とある。

③鄭玄 264 は「玄謂、變學言興者、謂合衆而尊龍之、以郷飲酒之禮、禮而賓之」と注するが、「興」は単に「舉」の仮借に

過ぎないであろう。

④「郷老」は、『周礼』地官・序官 9-2a「郷老、二郷則公一人」注 2b2「老、尊稱也。王置六郷、則公有三人也。三公者、内與王論道、中參六官之事、外與六郷之教。其要爲民、是以屬之郷焉」参照。

⑤鄭玄 12-2b3 は「衆寡、謂郷人之善者、無多少也」と注する。

⑥『周礼』地官・郷大夫の經文 12-3a はさらに「厥明、郷老及郷大夫羣吏、獻賢能之書于王、王再拜受之」と続く。

⑦以下は『儀礼』郷飲酒礼 8-1b「郷飲酒之禮、主人就先生而謀賓介」の鄭注 108。上節の注③で引いた学記疏によれば、この鄭玄注の最初の部分は『書伝説』にもとづく。

〔現代語訳〕

毎年（新入生が）郷学に入り、三年学んで学業が成就すれば、必ず（その優れた学士を）君主に献上する。天子の郷の場合は、学士を天子に献上し、諸侯の郷の場合は、学士を諸侯に献上する。これを献上するに当たっては、必ず正月に行う。これを献上するに際し、先立って飲酒の礼を行う。郷大夫は郷先生と相談して、学生の最も賢なるものを賓とし、それに次ぐ者を介とし、さらにそれに次ぐ者（たち）を衆賓とする。そして郷大夫が（彼らをもてなす）主人となり、彼らと酒を飲んで、その後に献上するのだ。だから『周礼』郷大夫職に「三年ごとに大考査を行って、学士の德行技芸を比べ考えて、（德行に優れた）賢者と（技芸に優れた）能者を選び、郷老と郷大夫とが、下役とその（郷の）善なる者どもを率いて、（郷飲

酒の）礼によつて賢者能者を礼遇する」と言うのだ。（ここに注して）鄭玄は「賢者は德行のある者、能者は技芸のある者だ」と言っている。（郷学での推挙が上述のようなものであるから）だから鄭玄は「昔は七十歳になつて致仕して、郷里で余生を送る者について、大夫の場合は名づけて父師と呼び、士の場合は名づけて少師と呼び、教学にあずからせているから、（彼らは）つねに郷人の賢者についてよくわかっているのだ。だから（郷）大夫は彼らのところで相談をして、（一番の）賢者を賓とし、その次（の賢者）を介とし、またその次（の賢者たち）を衆賓として、彼らと酒を飲むのだ。これもまた（酒礼の一つであつて）これから献上するに際して（郷飲酒の）礼により、賢者を礼遇するものなのだ」と。

【疏】（十二葉裏八行）

若州一年再飲者、是春秋習射、因而飲之、以州長爲主人也。若黨一年一飲者、是歳十二月、國於大蜡祭、而黨中於學飲酒、子貢觀蜡是也。亦黨正爲主人也。

〔書き下し文〕

州の一年に再飲するが若きは、是れ春秋に習射し、因りて之と飲み、州長を以て主人と爲すなり①。党の一年に一飲するが若きは、是れ歳の十二月、國は大蜡に祭り、党中は学に飲酒す②。子貢の蜡を観るは是れなり③。亦た党正、主人と爲るなり。

①『周礼』地官・州長 11-9「春秋以禮會民、而射于州序」注 2c「序、州黨之學也。會民而射、所以正其志也」参照。

②『周礼』地官・党正 12.9a「國索鬼神而祭祀、則以禮屬民、而飲酒于序、以正齒位」注 9a3「國索鬼神而祭祀、謂歲十二月大蜡之時、建亥之月也」参照。

③『礼記』雜記下 43.7b「子貢觀於蜡。孔子曰、賜也樂乎。對曰、一國之人皆若狂、賜未知其樂也。子曰、百日之蜡、一日之澤、非爾所知也」注 7b5「蜡也者、索也。歲十二月、合聚萬物而索饗之祭也。國索鬼神而祭祀、則黨正以禮屬民、而飲酒于序、以正齒位」参照。なお、この注は『礼記』郊特性 26.7b「蜡也者、索也。歲十二月、合聚萬物而索饗之也」にもとづく。

〔現代語訳〕

州(学)で一年に二度飲むというのは、春と秋に(州学で)射を習い、それにあわせて州長が主人となつて(州の)人々と酒を飲むことだ。党(学)で一年に一度飲むというのは、歳の十二月に、国が大蜡の祭りをする際に、党では(党の)学校で酒を飲むことだ。子貢が蜡を観た(と『礼記』にある)のがこれだ。ここでもまた(州学の場合と同じく)党の長の(党正が主人となる)のだ。

【疏】(十二葉裏九行)

此郷飲酒之義、説儀禮郷飲酒也。但儀禮所據、是諸侯之郷大夫、三年賓賢能之禮、故鄭儀禮郷飲酒目錄云、諸侯之郷大夫、三年將獻賢者於君、以禮賓、與之飲酒是也。鄭必知諸侯郷大夫者、以郷飲酒禮云、磬階間縮蠶。注云、大夫而特縣、方賓郷人之賢者、從士禮也。

若天子之大夫特縣、則鍾磬並有、今唯云磬、故知諸侯之郷大夫也。若諸侯之州長、則士也。故儀禮郷射、是諸侯州長。經稱鹿中、記云士則鹿中、明非諸侯之郷大夫爲之也。

〔書き下し文〕

此の郷飲酒の義、『儀礼』の郷飲酒を説くなり。但だ『儀礼』の拠る所、是れ諸侯の郷大夫、三年に賢能を賓するの礼、故に鄭の『儀礼郷飲酒目錄』に云ふ、「諸侯の郷大夫、三年將に賢者を君に獻ぜんとするに、礼を以て賓し、之と酒を飲む①」と、是れなり。鄭必ず諸侯の郷大夫なるを知れるは、郷飲酒礼(記 10-12b)に「磬は階の間に蠶に縮(たて)にす」と云ひ、注(12b6)に、「大夫にして特縣なるは、郷人の賢者を賓するに方りては、士礼に従ふなり」と云ふを以つてなり②。天子の大夫の特縣の若きは、則ち鍾磬並びに有り。今唯だ磬を云ふ、故に諸侯の郷大夫なるを知る。諸侯の州長の若きは、則ち士なり③。故に『儀礼』郷射は、是れ諸侯の州長④。經(12-12a)に「鹿中」と稱し、記(13-20a)に「士は則ち⑤鹿中」と云はば、明けし諸侯の郷大夫之を爲すに非ず。

①『儀礼』郷飲酒題疏 8.1a3 引く『鄭目錄』は「諸侯之郷大夫、三年大比、獻賢者能者於其君、以禮賓之、與之飲酒」に作り、『經典釈文』引くは「獻」上に「將」字、「酒」下に「之禮」二字がある。

②『儀礼』郷飲酒礼の疏 10-12b7 9『周礼』春官・小胥 23.9b「半為堵、全為肆」の鄭注 9b2「鍾磬者、編縣之、二十八枚、而在一虞、謂之堵。鍾一堵、磬一堵、謂之肆。半之者、謂諸

侯之卿大夫士也。諸侯之卿大夫、半天子之卿大夫、西縣鍾、東縣磬。士亦半天子之士、縣磬而已」を節引して「今諸侯卿大夫、合鍾磬俱有。今直云磬、是以鄭云、大夫而特縣、方賁郷人之賢者、從士禮也」と説明する。なお、この部分の「鍾」字については、『詩』周南・關雎 1.1.34a「窈窕淑女、鍾鼓樂之」校勘記 324a「…毛本鍾作鐘。案鍾字是也。（唐・張參）五經文字云、今經典或通用鍾爲樂器、是其證、餘同此」参照。

③ 『周礼』地官の序官 9.2a によれば、天子の州長は中大夫。

④ 『儀礼』郷射礼題疏 1.1.1a3 引く『鄭目録』も「州長春秋以禮會民、而射於州序之禮。謂之郷者、州郷之屬。郷大夫或在焉、不改其禮」と『周礼』地官・州長職 12.9b の「春秋以禮會民、而射于州序」を引いて郷射が州長によって主催されることを言う。

⑤ 『儀礼』郷射記 13.20a に「則」字は無い。

【現代語訳】

この郷飲酒の義は、『儀礼』の郷飲酒礼について解説したものだ。ただ『儀礼』が依拠しているのは、諸侯の郷大夫が、三年ごとに賢者・能者をもてなす礼である（＝天子の郷大夫の礼ではない）。だから鄭玄の『儀礼郷飲酒目録』で「郷飲酒とは」諸侯の郷大夫が、三年経つてこれから賢者を君に献上しようとするに際して、礼によつて賢者をもてなし、賢者と酒を飲むものだ」と言っているが、これ（が郷飲酒礼が諸侯の郷大夫によるということ）だ。鄭玄が（郷飲酒礼が）必ず諸侯の郷大夫によると理解するのは、『儀礼』郷

飲酒礼（の記）に「磬は（両）階の間に罍（あまだれ）に対して縮（たて）に置く」と言い、その注に「大夫なのに（磬が）特縣（1 セットだけ）なのは、郷人の賢者をもてなすに際しては、士の礼に従うからだ」と言っていることによつてである。天子の大夫の特縣ならば、鐘と磬とがともにあるのに、今（ここでは）ただ磬についてだけ言っている。だから（これが天子ではなく）諸侯の郷大夫であることがわかるのだ。諸侯の州長は、士である。だから『儀礼』郷射礼は、諸侯の州長（の行うもの）で、経に（あたりの算の容器について）「鹿中」と称して、記で「士は鹿中（を用いる）」と言っているのであるから、（大夫である）諸侯の郷大夫が郷射礼を行うのではないということは明らかだ。

【経】（十三葉表四行）

郷飲酒之義、主人拜迎賓于庠門之外、入三揖而后至階、三讓而后升、所以致尊讓也。

【書き下し文】

郷飲酒の義、主人、賓を庠門の外に拜迎し、入りて三たび揖して而る后に階に至り、三たび譲りて而る后に升るは①、尊讓を致す所以なり。

① 『儀礼』郷飲酒礼 8.9a 「主人一相迎于門外、再拜賓、賓荅拜。…の主人揖、先入。賓厭介、入門左。…の主人與賓三揖、至于階三讓、主人升、賓升」参照。「三揖」について、その注 7a5 は「三揖者、將進揖、當陳揖、當碑揖」と説明する。

この注の「陳」については、『爾雅』積宮S-ga「堂塗、謂之陳」注 Galio「堂下至門徑也」参照。

〔現代語訳〕

郷飲酒の義について、主人が賓を庠門の外で拝し迎え、(門内に)入って三たび揖して、その後階に至り、三たび讓つて、その後(階を)升るといふのは、尊讓(の意)をきわめるためである。

【疏】(十三葉裏三行)

○正義曰、此一節發明郷飲酒之禮、拜迎至拜洗、相尊敬之事、故聖人制之以道也。○郷飲酒之義、主人拜迎賓于庠門之外者、謂郷大夫、故迎賓于庠門外。若州長黨正、則於序門外也。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此一節、郷飲酒の礼、拜し迎ふるより洗うを拜するに至るまで、相ひ尊敬するの事、故に聖人之を制するに道を以てするを發明するなり。○「郷飲酒の義、主人拜して賓を庠門の外に迎ふ」とは、郷大夫を謂ふ。故に賓を庠門の外に迎ふ。若し州長・党正なれば、則ち序門外に於てするなり。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、この一節は、郷飲酒の礼の、(主人が)拝して(賓を)迎えることから(主人がさかすきを)洗うのに(賓が)拝するに至るまで、(賓主が)互いに尊敬しあう事(を述べ)、それ故に聖人が(人々を)制するのにこの道(＝郷飲酒の礼)によつたといふことを明らかにしたものだ。○「郷飲酒の義について、主人が賓

を庠門の外で拝して迎える」とは、郷大夫について言ったもの。だから賓を(郷の学校の)庠門の外で迎えるのだ。州長・党正の場合、(州・党の学校の)序門の外で行うことになる。

【注】(十三葉表五行)

庠、郷學也。州黨曰序。

〔書き下し文〕

庠は、郷學なり。州党は序と曰ふ。

〔現代語訳〕

庠は、郷の学校のこと。州党(の学校)は序と言う。

【疏】(注に対する) (十三葉裏十行)

○正義曰、案州長職云、春秋射于州序。黨正云、屬民飲酒于序。是州黨曰序。有室謂之庠、無室謂之序。郷學爲庠、州黨爲序。學記云黨有庠者、謂郷人在州黨、但於郷之庠學、不別立也、則州黨曰序、必是無室。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、案ずるに州長職に云ふ、「春秋に州序に射す」と①。党正に云ふ、「民を属(あつ)めて酒を序に飲む」と②。是れ州党(の学)を序と曰ふ。室有る之を庠と謂ひ、室無し之を序と謂ふ。郷學を庠と爲し、州党(の学)を序と爲す。學記に云ふ「党に庠有り」とは③、郷人④、州党に在らば、但だ郷の庠學に於てして、別に(序を)立てざるを謂はば、則ち州党を序と曰ふは、必ず是れ室



無きなり。

①『周礼』地官・州長 12-6b「春秋以禮會民、而射于州序。」注「[1]「序、州黨之學也。」

②『周礼』地官・党正 12-9a「國索鬼神而祭祀、則以禮屬民、而飲酒于序、以正齒位。」

③『礼記』学記 36-3a「古之教者、家有塾、黨有庠、術有序、國有學。」注 3a5「術當爲遂、聲之誤也。…周禮五百家爲黨、

萬二千五百家爲遂。黨屬於郷。遂在遠郊之外。」この部分の疏 4b8 でも「鄭注州長職云、序州黨之學、則黨學曰序。此云黨有庠者、郷學曰庠、故郷飲酒之義云、主人拜迎賓于庠門之外。注云、庠、郷學也。州黨曰序。此云黨有庠者、是郷之所居黨、爲郷學之庠、不別立序」と同じ議論をしている。

④郷大夫を指す。下文 14a の「郷人」を鄭注 14c2 が「郷大夫也」と解しているのを参照。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、思うに（『周礼』州長職では「春と秋に州（の学校である）序で射を行う」と言っており、（『周礼』党正職では「民を集めて酒を（党の学校である）序で飲む」と言っており、そこでは州党（の学）が序と呼ばれている。（以下に示す『儀礼』鄭注によれば、堂の後ろの）室が有るのを「庠」と言い、室が無いのを「序」と言う。（だから室のある）郷の学校を「庠」と呼び、（室の無い）州党（の学校）を序と呼ぶのだ。（ところで『礼記』学記では「党に庠が有る」と言っている（ので、ここと整合しないように見える）

が、郷大夫が（郷の中心となる）州や党にいた場合、ただ郷の（学校である）庠学で（礼を）行つて、それとは別に（州や党の学校である序を）立て（て礼を行うのでは）ないということで見えているのであるから（党の学校が一般に庠と呼ばれるわけではなく、それゆえ）、州党（の学校）を「序」と呼び、（「庠」と異なりその建物には）必ずや室が無いのだ。

【疏（注に対する）】（十四葉表一行）

今案、郷射云、豫則鉤楹内、堂則由楹外。故鄭注云、庠之制、有室有室也。豫讀如成周宣謝災之謝。凡屋、無室曰謝。今文豫爲序、序乃夏后氏之學、亦非也。以此言之、則州黨爲序、其義非也。今云州黨曰序者、但州黨之序、雖並皆無室、今郷射則鉤楹内、是内之深、無室事顯。正得讀豫爲謝、是無室故也。不得讀豫爲序、以序非無室之名、故云非也。以有楹内楹外之言、故鄭特云序非也。謂正郷射文非、非是餘處序字皆非也。餘處之序、並皆無室也。

〔書き下し文〕

今案するに、郷射に云ふ①、「豫には則ち楹の内を鉤（かぎと）り、堂には則ち楹の外由りす」と。故に鄭注に云ふ②、「庠の制、堂有り室有り。豫は読むこと「成周の宣謝災す③」の「謝」の如し。凡そ屋、室無きを謝と曰ふ④。今文「豫」を「序」に作り、序は乃ち夏后氏の学とするも、亦た非なり」と。此を以て之を言はば、則ち州党（の学）を序と為すも、其の義、非なり。今、州党（の学）を序と曰ふと云ふは、但だ州党の序、並びに皆な室無しと雖も、今、

郷射は則ち楹の内を鉤り、是れ之を内にすること深く、室無きの事、頭らけし。正に得て豫を読みて謝と為すは、是れ室無きが故なり。豫を読みて序と為すを得ざるは、序は室無きの名に非ざるを以て、故に非と云ふなり。楹内楹外の言有るを以て、故に鄭、特に序は非なりと云ふなり。正に郷射文の非なるを謂ひて、是れ余処の序字皆な非なるに非ざるなり。余処の序、並びに皆な室無きなり。

①『儀礼』郷射礼 12.2a「豫則鉤楹内、堂則由楹外。」前句は州党の序で行われる場合、後句は郷学の序で行われる場合を言う。

②同上鄭注 12.2a「鉤楹、繞楹而東也。序無室、可以深也。：序之制、有堂有室也。今言豫者、謂州學也。讀如成周宣謝災之謝。周禮作序。凡屋無室曰謝、宜從謝。州立謝者、下郷也。：今文豫爲序、序乃夏后氏之學、亦非也。」

③『春秋』宣公十六年經「夏成周宣謝火」。『公羊』以外は「謝」を「樹」に作る。

④『爾雅』釈宮 5.7b「室有東西廂曰廟、無東西廂有室曰寢、無室曰樹」に基づく。

【現代語訳】

今考えるに、(『儀礼』)郷射礼では「(礼を行う場所が)豫であれば(室が無くて堂が深いので)楹(はしら)の内側をめぐり、堂であれば楹の外側をめぐる」と言っている。だから(その)鄭注では「序の(建物としての)制度では、堂も室も有る。「豫」は「成周の宣謝災す」の「謝」字のように読む。建物で、室が無いものをな

べて「謝」と言うのだ。今文のテキストでは「豫」を「序」に作り、「序」は夏后氏の学校であると解釈するが、これもまた誤っている」と言っている。ここから考えると、州党(の学校)を序とするのも、誤っていることになる(が、どうだろうか)。今、(この郷飲酒義で鄭玄が)州党(の学校)を「序」と呼ぶと言っているのは、州党の序というものは、いずれも皆な室が無いのであるが、今、(この『儀礼』の)郷射礼では楹(はしら)の内側をめぐると言われてお(り)、深く内側にめぐって、(この建物に)室が無いことは明らかである。(この『儀礼』の解釈において)「豫」を「謝」に読みなすことができるのは、「謝」が室の無い建物の名称で、この建物も)室が無いからである。(他方)「豫」を「序」と読みなすことができないのは、「序」は室が無い(建物)という意味の言葉ではないからで、それで(鄭玄は)「誤っている」と言っているのだ。(『儀礼』郷射礼では)「楹内」「楹外」の言葉があ(って室の有無に注目した表現であるのが明らかであ)るので、鄭玄は特に「(今文テキストが)序(に作るの)は誤っている」と言っているのだ。これはまさしく(今文テキストの)郷射礼の文字が誤っていることを言っているのであって、他の所に出てくる(州党の学校を示す)「序」字が皆な誤っているということではないのだ。(ただ)他の所に出てくる「序」も、いずれも皆な室が無い(ことにかわりはない)のだ。

【疏(注に対する)】(十四葉表五行)

但有虞氏之庠、周以爲郷學。夏后氏之序、周以爲州黨之學。明夏時之序、則有室也。周時州黨之序、則無室也。序名雖同、其制則別。故郷射注云、序乃夏后氏之學、非謂州黨之學也。以郷射爲豫、已非、今文爲序、又非、故云亦非。郷學雖爲庠①、云亦有東西牆謂之序、故郷飲酒或云序東西。州學雖爲序、據其序内亦有堂稱、故郷射或云、堂東堂西也。

①原文は「序」。意を以て改める。下の注④参照。  
「書き下し文」

但だ有虞氏の庠、周以て郷學と爲し、夏后氏の序、周以て州党の學と爲す①。明けし夏時の序は、則ち室有り、周時の州党の序は、則ち室無く、序の名は同じと雖も、其の制は則ち別あり。故に郷射注に云ふ、序は乃ち夏后氏の學とは、州党の學を謂ふに非ず。郷射の（古文の）豫に爲るも、已に非、今文の序に爲るも、又た非なるを以て、故に亦た非なりと云ふ。郷學を庠と爲すと雖も、云（おもへ）らく亦た東西の牆の之を序と謂ふ有り、故に郷飲酒或は序の東西を云ふ③。州學を序と爲すと雖も、其の序内に亦た堂有るに抛りて称す、故に郷射或は、堂東堂西と云うなり④。

①『儀礼』郷射礼 12-2a 「豫則鉤楹内、堂則由楹外」注 2a2 「周立四代之學於國、而又以有虞氏之庠爲郷學。郷飲酒義曰、主人迎賓於庠門外、是也」参照。この鄭注は『礼記』王制 13-20a 「有虞氏養國老於上庠、養庶老於下庠。夏后氏養國老於東序、養庶老於西序。殷人養國老於右學、養庶老於左學。周人養國老於東膠、養庶老於虞庠。虞庠在國之西郊」に基づく。その

注 20b2 「周立小學於西郊。膠之言、糾也。庠之言、養也。周之小學、爲有虞氏之庠制、是以名庠。云其立郷學亦如之」も参照。

②『爾雅』釈宮 5-1b 「東西牆、謂之序。」注 1b6 「所以序別内外。」参照。

③以下の例がある。『儀礼』郷飲酒礼 8-8a 「主人坐奠爵于篚、興、對。賓復位、當西序、東面。」8-8b 「賓降、主人辭。賓對、復位、當西序。」9-2b 「賓不辭洗、立當西序、東面。」9-3b 「主人坐取爵于東序端、降洗。」

④『儀礼』郷射礼 12-21b 「主人堂東、賓堂西」をはじめ「堂東」「堂西」（特に後者）は頻出。ここで「序」について「堂」と呼ばれるのを問題としているのは、手前で論じている郷射礼で「庠」が「堂」と呼ばれているのを意識していることであろう。こことあわせて考えるならば、手前の「郷學雖爲序」の「序」は「庠」に作るべきであろう。その下の「云」も「以」の誤りかと思われるが、ここでは「おもへらく」と読んでおく。

〔現代語訳〕

ただ有虞氏の（学校の）庠を、周では郷の学校とし、夏后氏の（学校の）序を、周では州党の学校としている。夏時の序は、（有虞氏の学校の庠に当たるから、郷の学校と同じく）室が有り、周の時の州党の序は、（郷の学校よりはランクが降るので）室が無く、（この二つは）「序」の名は同じではあるものの、その制度に違いがあ

るのは明らかである。だから『儀礼』郷射礼の注で「序とはつまりは夏后氏の学校のこと」言うのは、(これが)州党の学校(としての序)を言っているのではないということ(を示したものだ)。

(「謝」とすべきこの字を)郷射礼(の古文のテキスト)が「豫」に作っているのからしてすでに誤りであるし、今文のテキストが(この字を)序に作っているのもまた誤りであるので、そこで「(これも)亦た非なり」と言っているのだ。郷の学校は庠であるが、また(『爾雅』積宮に)東西の牆を「序」と呼ぶとあるから、郷飲酒礼では序の東西について言う部分がある(がこれは学校の名称とは関係ない)のだ。州の学校は序であるが、その序の内にまた堂が有ることによって(この部分を指して「堂」と)称する(ことがある)、だから郷射礼では、「堂の東」「堂の西」と言う部分がある(がこれは学校の名称とは関係ない)のだ。

【經】(十三葉表六行)

盥洗揚觶、所以致絜也。

〔書き下し文〕

盥(てあら)ひ洗ひて觶を揚ぐるは、絜を致す所以なり。

〔現代語訳〕

(主人が賓に献ずるに際して)手を洗い(さかずきを)洗ってから、さかずきを挙げるのは①、清潔さを極めようとするがためである。

①『儀礼』郷飲酒礼において、「献」では「爵」、「酬」では「觶」が用いられることから(郷飲酒記 10910a)「献用爵、其他用觶」

参照)、疏は「盥洗」「揚觶」を「献」「酬」に振り分けて解釈しているが、経文は「爵」と「觶」を特に区別していないように見える(下文 1688で「献」について述べていると考えられる部分で「卒觶」と言われているのを参照)。

【注】(十三葉表七行)

揚、舉也。今禮皆作騰。

〔書き下し文〕

揚は、挙なり。今礼皆な騰に作る①。

①今古文を明示していないが、礼で「揚」を「騰」に作るものを指摘するものとして、『礼記』檀弓下 930b「杜黃洗而揚觶」の鄭注 3010「禮、揚作騰。揚、舉也。騰、送也。揚、近得之」がある。この部分の校勘記 1492では毛本(汲古閣本)が「騰」を「騰」に作ることを指摘し、『説文』人部 825b、「人关、送也」(段注「人关」、今之滕字。」「)は漢字一字を構成要素に分けて記したものを。以下同じ)を引いて、「騰」に作るのを非とする段玉裁説を引いている。ならば、(こ)も「騰」に作るべきであろう。「騰」を「騰」に作る指摘であれば、『儀礼』燕礼 1412b「主人奠爵于筐、主人盥洗升、滕觶于賓」の鄭注 1263「滕、送也。讀或為揚。揚、舉也。…今文滕皆作騰」および『儀礼』大射 122bの同文に対する鄭注 265「滕、送也。…古文滕皆作騰」がある。後者の「古文」はおそらく「今文」の誤りであろう。なお、本経の「盥洗揚觶」に最も近い表現

は、この燕礼・大射の一文であり、本経の作者がこれを郷飲酒礼にあてはめたもののようにも見える。

〔現代語訳〕

揚は、挙（あげる）の意味である。今文礼（のテキスト）では皆な「騰」字に作っている。

【疏】（十三葉裏五行）

○盥洗揚觶者、謂主人將獻賓、以水盥手而洗爵。揚觶、謂既獻之後、舉觶酬賓之時、亦盥洗也。必盥洗者、所以致其絜敬之意也。

〔書き下し文〕

○「盥（てあら）ひて洗ひ觶を揚ぐ」は、主人將に賓に獻ぜんとして、水を以て手を盥ひて爵を洗ふを謂ふ①。觶を揚ぐは、既に獻するの後、觶を挙げて賓に酬するの時、亦た盥ひ洗ふを謂ふなり②。必ず盥ひ洗ふは、其の絜敬の意を致す所以なり。

①『儀礼』郷飲酒礼 87b「主人坐取爵、興適洗南面、坐奠爵于篋下、盥洗」参照。その鄭注 78bも「已盥乃洗爵、致絜敬也」と言う。

②『儀礼』郷飲酒礼 93a「主人降洗、賓降辭、如獻禮」参照。

この「酬」の記述において「盥」は見えていない。また「揚觶」の語も郷飲酒礼には見えない。「揚觶」に最も近い表現は、旅酬の始めに 97a「一人洗升、舉觶于賓」（注 7a1「發酒端曰舉。」）と見え、本篇 19b2 においても引かれているが、この主語は「主人」ではない。

〔現代語訳〕

○「手洗い（さかずきを）洗つて觶を挙げる」とは、主人がこれから賓に（酒を）獻じるに先立ち、水で手を洗い爵（さかずき）を洗うことを言う。「觶を揚ぐ」とは、既に獻じ終わって、（今度は）觶を挙げて賓に酬する時、また手洗つて（さかずきを）洗うことを言う。必ず手洗つて（さかずきを）洗うのは、絜敬（清めて敬う）の意を極めるためである。

【經】（十三葉表八行）

拜至、拜洗、拜受、拜送、拜既、所以致敬也。

〔書き下し文〕

至るを拜し、洗ふを拜し、拜して受け、拜して送り、拜して既くすは、敬を致す所以なり。

〔現代語訳〕

（賓が）至り来たのに（主人が）拜し、（主人がさかずきを）洗うのに（賓が）拜し、（賓が）拜して（さかずきを）受け、（主人が）拜して（さかずきを）送り、（賓が）拜して（さかずきの酒を）飲み尽くすのは、（相手に対する）敬意を極めるがためである。

【注】（十三葉表八行）

拜至、謂始升時拜、拜賓至。

〔書き下し文〕

至るを拜すは、始めて升る時に拜し、賓の至るを拜するを謂ふ。

〔現代語訳〕

至るを拝するというのは、始めて（堂に）升る時に（主人が）拝して、賓が至り来たのに対して拝するの言うのだ。

【疏】（十三葉裏六行）

○拜至者、謂賓與主人升堂之後、主人於阼階之上、北面再拜、是拜至也。○拜洗者、謂主人拜至訖、洗爵而升、賓於西階上、北面再拜、拜主人洗也。○拜受者、賓於西階上、拜受爵也。○拜送者、主人於阼階上、拜送爵也。○拜既者、既、盡也。賓飲酒既盡而拜也。○所以致敬也者、言賓主相拜、致其恭敬之心。

〔書き下し文〕

○「至るを拜す」とは、賓と主人と堂に升るの後、主人、阼階の上にて、北面して再拝するを謂ふ①。是れ至るを拝するなり。○「洗ふを拝す」とは、主人、至るを拝し訖れば、爵を洗ひて升り、賓、西階の上に於て、北面して再拝するを謂ふ②。主人の洗ふに拝するなり。○「拝して受くる」とは、賓、西階の上に於て、拝して爵を受くるなり③。○「拝して送る」とは、主人、阼階の上に於て、拝して爵を送るなり④。○「既（つく）すを拝す」とは、既は、尽なり。賓、酒を飲むこと既に尽くして拝するなり⑤。○「敬を致す所以なり」とは、賓主相ひ拝するは、其の恭敬の心を致すを言ふ。

- ① 『儀礼』 郷飲酒礼 ㊦「主人升、賓升。主人阼階上當楣、北面再拜」 参照。

- ② 『儀礼』 郷飲酒礼 ㊦「卒洗、主人壹揖壹讓升、賓拜洗」

参照。ここで疏が「於西階上、北面再拜」を加えるのは、『儀礼』郷射礼 ㊦の対応する部分で「主人卒洗、壹揖壹讓以賓升、賓西階上北面拜洗」なっているからであろう。

③ 『儀礼』 郷飲酒礼 ㊦「主人坐取爵、賓之、賓之席前西北面獻賓。賓西階上拜。主人少退。賓進受爵、以復位」 参照。

④ 『儀礼』 郷飲酒礼 ㊦「主人阼階上拜送爵。賓少退」 参照。

⑤ 『儀礼』 郷飲酒礼 ㊦「賓西階上北面、坐卒爵興、坐奠爵、遂拜、執爵興。主人阼階上荅拜。」注「卒、盡也。」参照。酒を飲み尽くしてから拝するのであるから、「拜既」では語順が逆になってしまうが、上の「拜○」の形に合わせたものであろう。

〔現代語訳〕

○「至るを拝する」とは、賓と主人とが堂に升った後、主人が、阼階の上で、北面して再拝することを言うのだ。これが（賓の）至るを拝するである。○「洗うを拝する」とは、主人は、（賓の）至るを拝し終わると、（さかずきの）爵を洗って（また堂上に）升り、（その際）賓が、西階の上で、北面して再拝することを言うのだ。主人が（自分へのさかずきを）洗ってくれたのに拝するのだ。○「拝して受くる」とは、賓が、西階の上で、拝して爵を受けることだ。○「拝して送る」とは、主人が、阼階の上で、拝して爵を送ることだ。○「拝して既（つく）す」とは、「既」は、「尽」（つくす）の意味。賓が酒を飲み尽くして拝することだ。○「敬を致す所以なり」とは、（このように）賓主が互いに拝するのは、その恭敬の心

を極める（ためであること）を言うのだ。

【經】（十三葉表九行）

尊讓絜敬也者、君子之所以相接也。君子尊讓則不爭、絜敬則不慢。

不慢不爭、則遠於鬪辨矣。不鬪辨、則無暴亂之禍矣。斯君子之①所以免於人禍也、故聖人制之以道。

①原文は「之」字無し。『校勘記』に従つて補う。

【書き下し文】

尊讓絜敬なる者は、君子の相ひ接する所以なり。君子尊讓すれば則ち争はず、絜敬すれば則ち慢（おこた）らず。慢らず争はざれば、則ち鬪辨に遠ざかる。鬪辨せざれば、則ち暴亂の禍無し。斯れ君子の人禍を免かるる所以なり。故に聖人之を制するに道を以てす①。

①ここでは鄭玄注に従つた解釈を与えておくが、この部分は王念孫（『經義述聞』引く）に従い、「故聖人制之以道郷人君子」と読むべきものと思われる。王説に従えば「故に聖人之（＝郷飲酒礼）を制して以て郷人君子を道（＝導）く」となり、「郷人」「士」「君子」はそれぞれ「郷之人」「士（賓、介）」「大夫（主人）」を指すことになる。

【現代語訳】

（以上の）尊讓絜敬は、君子が互いに交際するでである。君子が（互いに）尊んで譲りあえば争うことなく、清潔にして（相手）を敬えば（相手に対して）ぞんざいにならない。（相手に対して）ぞんざいにならず争わないのであれば、鬪争から遠ざかることになる。

鬪争しないのであれば、暴亂の禍も生じない。これが君子が人禍から免かれている理由なのだ。だから聖人は（人々を）制するのにこの道（＝郷飲酒の礼）によつたのだ。

【注】（十三葉裏二行）

道、謂此禮。

【書き下し文】

道は、此の礼を謂ふ。

【現代語訳】

「道」とは、この（郷飲酒の）礼を言う。

【疏】（十三葉裏八行）

○尊讓絜敬也者、言入門而三揖三讓、是尊讓。盥洗揚觶、是絜也。

拜至拜洗之等、是致敬也。故摠結之云、尊讓絜敬也者、君子之所以相接也。

【書き下し文】

○「尊讓絜敬なる者」とは、言ふところは門に入りて三揖三讓するは、是れ尊讓なり。盥ひて洗ひ觶を揚ぐるは、是れ絜なり。至るを拜し洗ふを拜するの等、是れ敬を致すなり。故に之を摠結して云ふ、「尊讓絜敬なる者は、君子の相ひ接する所以なり」と。

【現代語訳】

○「尊讓絜敬」とは、思うに、門に入って三揖三讓するのが、「尊讓」に当たり、手洗つて（さかずきを）洗つてから觶（さかずきを）

を挙げるのが、「絜」に当たり、至るのに押し洗うのに押する等が、「敬」に当たるのだ。だからこれを総括して、「尊讓絜敬は、君子が互いに接するてだてなのだ」と言うのだ。

【經】(十四葉表八行)

郷人士君子、尊於房戸①之間、賓主共之也。尊有玄酒、貴其質也。

①原文は「中」、下文の疏「中」の引用で「戸」に作るのと、『儀礼』郷飲酒礼 8bが「尊兩壺于房戸間」に作るのに従い「戸」に改める。なお、「房戸」を「房中」に誤る例としては、『儀礼』少牢饋食礼 4b12a「有司贊者取爵于篚以升、授主婦贊者于房戸」の『校勘記』4b6bが毛本が「戸」を「中」に誤っていることを指摘している。

〔書き下し文〕

郷人士君子、房戸の間に尊(お)くは①、賓主之を共にするなり。尊に玄酒有るは②、其の質を貴ぶなり。

①『儀礼』郷飲酒礼 8b「尊兩壺于房戸間、斯禁、有玄酒在西」参照。「房戸之間」については、『儀礼』士冠礼 3-1b「尊于房戸之間兩甌、有禁、玄酒在西」注 2a「房戸間者、房西、室戸東也」参照。

②上注参照。

〔現代語訳〕

郷人、士、君子が(酒を飲むに際して)、(主人の席と賓の席の間にあたる)房と戸の間に(さかだる)を置くのは、賓主がこれを共

にもちいるからである。(一方の)尊(さかだる)に玄酒(水)が入れられているのは、質素さを貴んでのことである。

【注】(十四葉表九行)

郷人、郷大夫也。士、州長黨正也。君子謂卿大夫士也。卿大夫士國中賢者、亦用此禮也。共尊者、人臣卑、不敢專大惠①。

①以下に「○」を介して引かれる『釈文』の百八字分を『校勘記』は鄭注に含めるが、ここではここまでを鄭注と解する。

補注参照。

〔書き下し文〕

郷人は、郷大夫なり。士は、州長・党正なり①。君子は卿大夫士を謂ふ。卿大夫士、國中の賢者に飲ましむるも、亦た此の礼を用ふ。尊を共にするは、人臣は卑しく、敢て大惠を専らにせざればなり。

①『周礼』地官・序官 9a では州長は中大夫、党正は下大夫となつているが、ここは諸侯の州長・党正であり、一等降つている。

〔現代語訳〕

(經の)郷人は郷大夫のことであり、士は州長・党正、君子は卿大夫士を指す。卿大夫士が、國中の賢者に酒を飲まさせる場合もまたこの礼を用いるのだ。尊(さかだる)を(賓主)で共に用いるのは、(賓である)人臣は身分が低く、敢て(主からの)大惠(である酒)を自分専用にしたりしないからだ。



【疏】（十四葉裏六行）

○正義曰、此一節明設尊及玄酒貴其質素、又羞出東房、及東榮設洗、主人事賓之義也。郷人、謂郷大夫也。士、謂州長黨正也。君子者、謂卿大夫也。○尊於房戸之間、賓主共之也者、以郷大夫等、唯有東房、故設酒尊於東房之西、室戸之東、在賓主之間、示賓主之共有此酒也。酒雖主人之設、賓亦以酢主人、故云賓主共之也。尊有玄酒、貴其質也者、北面設尊、玄酒在左、謂在酒尊之西也。所以設玄酒在右者、地道尊右、貴其質素故也。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此一節、設尊及び玄酒あるは其の質素を貴ぶこと、又た羞の東房より出ずる、及び東榮に洗を設くるは、主人の賓に事ふるの義なるを明らかにするなり。郷人は、郷大夫を謂ふ。士は、州長、黨正を謂ふ。君子は、卿大夫を謂ふ。○「房戸の間に尊（お）き、賓主之を共にす」とは、郷大夫等、唯だ東房有る①を以て、故に酒尊を東房の西、室戸の東に設け②、賓主の間に在るは、賓主の共に此の酒を有するを示すなり。酒は主人の設くると雖も、賓も亦た以て主人に酢す、故に賓主之を共にすと云ふ。「尊に玄酒有るは、其の質を貴ぶなり」とは、北面して尊を設くるに、玄酒は左に在り、酒尊の西に在るを謂ふなり。玄酒を設けて西に在る所以の者は、地道は右を尊ぶ、其の質素を貴ぶが故なり③。

①天子諸侯には東西の房があることについては、『礼記』礼器 249a 「君在阼、夫人在房。」注 9a8 「人君尊東也。天子諸侯有左右房。」、『礼記』喪大記 449b 「主人袒說髻髮以麻、婦人

髻帶麻于房中。」注 9b3 「婦人之髻帶麻於房中、則西房也。天子諸侯有左右房。」参照。両者の疏では、『儀礼』士喪礼 3613a に「主人髻髮袒、衆主人免于房。婦人髻于室」とあつて、諸侯礼を記す喪大記と異なり、婦人が西房ではなく室で髻（喪中の髪型に）することから、士には右房がないことを導いている。『詩』小雅・斯干注 112405 「天子之寢有左右房」の疏にも同様の議論があつて、そこでは 5b7 「知大夫以下止一房者、以郷飲酒義云、尊於房戸之間、賓主共之、由無西房、故以房與室爲之間爲中也」と郷飲酒義のこの一文を根拠に大夫（諸侯の郷大夫は大夫である）に右房がないことを言う。

②上引の『儀礼』士冠礼注 32a1 「房戸間者、房西、室戸東也」参照

③この論理は不明。地道が右を尊ぶことを用いるのであれば、玄酒も右に置かれるべきであろう。常盤井賢十『宋本礼記校記』（東方文化学院京都研究所研究報告第十一冊、一九三七年）の足利本・景潘本はこの「右」を「左」に作るが、この部分は『礼記』内則 218b 「道路男子由右、女子由左」注 8c3 「地道尊右」にもとづくものと思われるし、「天左旋、地右動」〔『文選』v1923b11 「勵志詩」李善注引く『春秋元命包』〕、また『白虎通』天地「天道所以左旋、地道右周何」参照）という觀念からしても、ここは「右」でなければならぬであろう。『白虎通』嫁娶には「質家法天尊左、文家法地尊右」ともある（陳立『疏証』はこの「左右」を入れ替えるべきである

としているが)。また、「在左」を「在西」に置き換えておきながら、「西」には触れずに「地道尊右」と左右の議論にもどしてしまっているのも奇妙である。現代語訳ではここでの論理は問わずに、単に直訳しておく。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、この一節は、尊(さかだる)を置くことと(そこに)玄酒を備えることが質素を貴ぶものであること、また羞(賓に供する膳)が東房から出され、東の榮(やねずま)に(当たるところに)さかずきを洗う)洗を設けるのが、主人が賓に仕える意味を持つことを明らかにしたものだ。「郷人」は、郷大夫のこと。「士」は、州長、党正のこと。「君子」は、卿大夫を指す。○「房戸の間に(酒樽を)置き、賓主がこれを共にする」とは、郷大夫等の場合、ただ東房だけがあるので、それ故、(房戸の間に置くこと)は(酒樽を東房の西、室戸の東に設けることになるが、(このようにして酒樽が)賓主の間にあるようにするのは、賓主が共にこの酒を使うことを示したものだ。酒は主人が準備したものであるが、賓もまたこの酒で主人に酢(返杯)をする。だから「賓主がこれを共にする」と言うのだ。「酒樽(の一方)に玄酒(水)が入れられるのは、質素を貴ぶということだ」とは、北面して(二つの)酒樽を置く際に、玄酒が左側にあるというのは、(これが)酒の入った樽の西側にあることを言う。玄酒を置くのに(酒樽の)西側にする理由は、地道は右を尊ぶからで、その質素を貴ぶからである。

【經】(十四葉裏三行)  
羞出自東房、主人共之也。

〔書き下し文〕

羞の出ずるに東房自りするは①、主人之を共するなり。

①『儀礼』郷飲酒礼(記) 10-10a「薦脯五挺、横祭于其上、出自左房。」注 10b「左在東、陽也。陽主羞。房、饌陳處也。」参照。この「記」では「脯」のみ記されているが、經 89aに「薦脯醢」とある「醢」も「羞」(賓に供する膳)に含まれるであろう。『儀礼』郷射礼(記) 12-8bでは「醢以豆、出自東房」と言われている。

〔現代語訳〕

羞(賓に供する膳)が東房から出されるとするのは、主人がこれを使うということだ。

【注】(十四葉裏四行)

羞、燕私、可以自專也。

〔書き下し文〕

羞は、燕私①、以て自ら専らにすべし。

①「燕私」は通常、祭祀後の私宴を指すが、『儀礼』特性饋食礼 496a「徹庶羞、設于西序下」注 6a6 引く『尚書伝』「宗室有事、族人皆侍終日、大宗已侍於賓奠、然後燕私。燕私者何也、已而與族人飲也」および『詩』小雅・楚茨 132-14a「諸父兄弟、備言燕私」箋 14a10「祭祀畢、歸賓客豆(↓之)俎、同

姓則留、與之燕、所以尊賓客親骨肉也。」参照）、ここでは「わたくしにするもの（自分だけに対するもの）」の意味か。

〔現代語訳〕

「羞（賓に供する膳）は、（賓）自身に対するものであるから、（酒と異なり）自分専用にしてよいのだ。」

【疏】（十四葉裏九行）

○羞出自東房、主人共之也者、謂供於賓也。

〔書き下し文〕

○「羞の出ずるに東房自りすとは、主人之を共するなり」とは、賓に供するを謂ふなり。

〔現代語訳〕

○「羞（賓に供する膳）が東房から出されるといふのは、主人がこれを供するということだ」とは、（主人が）賓に供することを言うのだ。

【經】（十四葉裏四行）

洗當東榮、主人之所以自絜、而以事賓也。

〔書き下し文〕

洗の東榮に当たるは①、主人の自ら絜くして、以て賓に事ふる所以なり。

①『儀礼』郷飲酒礼 85b「設洗于阼階東南、南北以堂深、東西當東榮。」注 562「榮、屋翼。」参照。

〔現代語訳〕

（さかずきを洗う）洗が東の榮（やねずま）に当たる（位置に置かれる）のは、主人が自ら（さかずきを）清めて、賓に仕えるためなのだ。

【注】（十四葉裏五行）

絜猶清也。

〔書き下し文〕

絜は猶ほ清のごとし。

〔現代語訳〕

「絜」は「清」（きよめる）の意味。

【疏】（十四葉裏十行）

○洗當東榮、榮、屋翼也。設洗於庭、當屋翼也。必在東者、示主人所以自絜以事賓。從冠義以來、皆記者疊出儀禮經文、每於一事之下、釋明儀禮經義、每義皆舉經文於上、陳其義於下以釋之也。他皆倣此也。

〔書き下し文〕

○「洗、東榮に当たる」は、榮は、屋翼なり①。洗を庭に設くるに、屋翼に当たるなり。必ず東に在るは、主人の自ら絜くして以て賓に事ふる所以なるを示す②。冠義従り以來、皆な記者、儀礼の經文を疊出して、一事の下毎に、儀礼の經義を釈明し、義毎に皆な經文の上に挙げ、其の義を下に陳ねて以て之を釈す。他皆な此に倣ふ。

①「榮、屋翼」は『儀礼』郷飲酒礼注85b2による。

②上で玄酒を西に置くことがそれを尊ぶことになるのと同様、主人が東に置かれた洗を用いることによって、賓を尊ぶことを示すという理屈であろう。

〔現代語訳〕

○「洗が東栄に当たる」というのは、「栄」は、屋翼（やねずま）のこと。洗を庭に設けるに際して、屋翼に当たる（位置に置く）ということだ。（これが）必ず東に在るのは、主人が（東の卑位に就いて）自らを清くして賓に仕えるためであることを示すものだ。冠義からずつと、いずれも記（の作）者は、『儀礼』の経文を引用して、その一事ごとに、『儀礼』の経義を釈明していくのであるが、その義ごとに皆な経文を上に掲げて、その義を下に述べる形で解釈している。他の部分も皆な同様である。

【経】（十五葉表一行）

賓主象天地也。介僕象陰陽也。三賓象三光也。讓之三也。象月之三日而成魄也。四面之坐、象四時也。

〔書き下し文〕

賓主は天地に象り①、介僕は陰陽に象り、三賓は三光に象る。之に讓ること三たびなるは、月の三日にして魄を成す②に象り、四面の坐は、四時に象る。

①以下の部分はまだ二十一葉裏「郷飲酒之義」以下にも類似の文章が見えている。後者で詳しく注解されているものにつ

いては注を省略する。

②『積文』は「魄」を『説文』では「霸」に作ることを指摘して、『説文』月部 724a「霸、月始生魄然也。承大月二日、承小月三日。从月（雨革）聲。周書曰、哉生霸」を引く（傍線部）。なお、劉歆、『尚書』偽孔伝等は月の影の部分（＝光っていない部分）を「霸」と解するが、その誤りについては、王国維『觀堂集林』卷一「生霸死霸考」参照。

〔現代語訳〕

賓主は天地に象っており、介僕は陰陽に象っており、三賓は（天の）三光に象っている。三たび讓るのは、月が（新月後）三日で魄（光る部分）が出てくるのに象っており、四面の坐位は、四時に象っている。

【注】（十五葉表四行）

陰陽、助天氣養成萬物之氣也。三賓象天三光者、繫於天也。古文禮僕皆作遵。

〔書き下し文〕

陰陽は、天氣を助けて万物を養成するの気なり。三賓、天の三光に象るとは、天に繋ぐなり。古文礼は僕を皆な遵に作る①。

①『儀礼』郷飲酒礼 104b「遵者降席」注 42c「遵者、謂此郷之人仕至大夫者也。今來助主人樂賓、主人所榮而遵法者也、因以爲名。或有無、來不來用時事耳。今文遵爲僕、或爲全」参照。『礼記』少儀 35-19b「介爵酢爵僕爵皆居右」注 19b10に

も「古文禮儀作遵。遵爲郷人爲卿大夫來觀禮者」と同じことが言われている。

〔現代語訳〕

陰陽とは、天の気を助けて万物を養成する気のことである。三賓が天の三光に象っているとは、（賓は天に象っているからこれを）天と結び付けたものだ。古文礼のテキストでは「僕」をみな「遵」に作っている。

【疏】（十五葉裏七行）

○正義曰、此一節明賓主介僕坐、謂位之義也。賓主象天地也、介僕象陰陽也者、天地則陰陽著成爲天地、故賓在西北、天地嚴凝之氣著。主在東南、天地温厚之氣著。介坐在西南、象陰之微氣。僕在東北、象陽之微氣。○三賓象三光者、謂衆賓也。○四面之坐象四時也者、主人東南、象夏始。賓西北、象冬始。僕東北、象春始。介西南、象秋始。其四時不離天地陰陽之内而坐、即是賓主介僕之所象也。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此の一節、賓主介僕の坐を明らかにし、位の義を謂ふなり。「賓主は天地に象り、介僕は陰陽に象る」とは、天地は則ち陰陽著成して天地と爲るなり、故に賓の西北に在るは、天地嚴凝の気の著はるるなり。主の東南に在るは、天地温厚の気の著はるるなり。介の坐西南に在るは、陰の微氣に象るなり。僕の東北に在るは、陽の微氣に象るなり。○「三賓は三光に象る」とは、衆賓を謂ふなり。○「四面の坐は四時に象る」とは、主人の東南は、夏の

始めを象る。賓の西北は、冬の始めを象る。僕の東北は、春の始めを象る。介の西南は、秋の始めを象る。其の四時、天地陰陽の内を離れずして坐す、即ち是れ賓主介僕の象る所なり。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、この一節は、賓主介僕の坐位を明らかにし、その位の意義を語つたものだ。「賓主は天地を象り、介僕は陰陽に象る」とは、天地とは、つまりは陰陽（の気）が形を成して天地となったものだ。だから賓が西北（の位）に在るのは、天地嚴凝の気（||陰気）が（西北で）顯著となるの（に象つたもの）だ。主が東南（の位）に在るのは、天地温厚の気（||陽気）が（東南で）顯著となるの（に象つたもの）だ。介の坐が西南に在るのは、陰の微氣に象つたものだ。僕（の坐）が東北に在るのは、陽の微氣に象つたものだ。○「三賓は三光に象る」とは、衆賓について言つたものだ。○「四面の坐は四時に象る」とは、主人の東南（の位）は、夏の始めを象り、賓の西北（の位）は、冬の始めを象り、僕の東北（の位）は、春の始めを象り、介の西南（の位）は、秋の始めを象るということだ。四時が天地陰陽の（はたらきの）内から離れずに（四方に配当されるのに象つて、賓主介僕も四面に）坐す、これがすなわち賓主介僕（の位）の象っているものである。

【経】（十五葉表五行）

天地嚴凝之氣、始於西南、而盛於西北、此天地之尊嚴氣也、此天地之義氣也。天地温厚之氣、始於東北、而盛於東南、此天地之盛德氣

也、此天地之仁氣也。

〔書き下し文〕

天地蔽凝の氣、西南に始まりて、西北に盛んなるは、此れ天地の尊蔽の氣なり、此れ天地の義氣なり。天地温厚の氣、東北に始まりて、東南に盛んなるは、此れ天地の盛徳の氣なり、此れ天地の仁氣なり

①。

① こととよく似た陰陽循環の模式を示すものに『淮南子』詮言「陽氣起于東北、盡於西南。陰氣起於西南、盡于東北」がある。『春秋繁露』の陽尊陰卑、陰陽位等の篇や董仲舒の「对策」(『漢書』董仲舒伝、礼樂志引く)にも陰陽循環の模式が示されているが、そこから陽尊陰卑を導くものであり、こことは異なっている。

〔現代語訳〕

(万物を完成させる) 天地蔽凝の氣は、西南から始まって、西北で盛んとなるが、これは天地の尊蔽の氣であり、天地の義氣である。(万物を生育させる) 天地温厚の氣は、東北から始まって、東南で盛んとなるが、これは天地の盛徳の氣であり、天地の仁氣である。

【注】(十五葉表九行)

凝猶成也。

〔書き下し文〕

凝は猶ほ成のごとし。

〔現代語訳〕

「凝」は「成」(完成させる)の意味。

【経】(十五葉表九行)

主人者尊賓、故坐賓於西北、而坐介於西南、以輔賓。賓者、接人以義者也。故坐於西北。

〔書き下し文〕

主人は賓を尊ぶ、故に賓を西北に坐せしめ、介を西南に坐せしめて、以て賓を輔く。賓は、人に接するに義を以てする者なり。故に西北に坐す①。

① 賓、主人、介の席については、『儀礼』郷飲酒礼<sup>二〇</sup>「乃席賓主人介」注<sup>二〇</sup>「賓席、牖前南面。主人席、阼階上西面。介席、西階上東面」参照。ちなみに、『儀礼』郷射礼<sup>二二</sup>では「乃席賓、南面東上。衆賓之席繼而西。席主人於阼階上西面」と言われている。

〔現代語訳〕

主人は賓を尊ぶから、賓を西北に坐わらせ、介を西南に坐らせて、賓を助けさせる。賓は、義でもって人に接するものである。だから(天地の義氣が盛んになる) 西北に坐すのだ。

【注】(十五葉裏一行)

賓者接人以義、言賓故以成主人之惠。

〔書き下し文〕

賓は人と接するに義を以てするとは、賓は故より以て主人の恵を成

すを言ふ。

〔現代語訳〕

「賓は義でもって人と接する」とは、賓はもとより主人の恩恵を（受け止めること）によってそれを完成する（義と同じ作用をする）ものであると言うことだ。

【経】（十五葉裏一行）

主人者、接人以德厚者也。故坐於東南、而坐僕於東北、以輔主人也。

〔書き下し文〕

主人とは、人と接するに徳厚を以てする者なり。故に東南に坐し、僕を東北に坐せしめて①、以て主人を輔けしむるなり。

①僕（＝尊者）の席については、『儀礼』郷飲酒礼 1099「賓若有尊者、…席于賓東」参照。

〔現代語訳〕

主人とは、徳によって人と接するものである。だから（天の盛徳の気が盛んとなる）東南に坐り、僕を東北に坐らせて、主人を助けさせるのだ。

【注】（十五葉裏三行）

以僕輔主人、以其仕在官也。

〔書き下し文〕

僕を以て主人を輔けしむるは、其の仕へて官に在るを以てなり。

〔現代語訳〕

僕に主人を助けさせるのは、僕が（かつて）官仕えをしたことがあり、主の手助けの任に耐え）るからである。

【経】（十五葉裏三行）

仁義接、賓主有事、俎豆有數、曰聖。聖立而將之以敬、曰禮。禮以體長幼、曰徳。

〔書き下し文〕

仁義もて接し、賓主に事有り、俎豆に數有るを、聖と曰ふ。聖立ちて之を將（たてまつ）るに敬を以てするを、礼と曰ふ。礼以て長幼を体するを、徳と曰ふ。

〔現代語訳〕

仁義によって（人と）接し、賓主に（それぞれ為すべき）事があり、俎豆に數（の決まり）があるのを、「聖」という。「聖」（のきまり）が定まって、それを敬意をもって奉り行うのを、「礼」という。「礼」によって長幼（の序）を体现するのを、「徳」という。

【注】（十五葉裏五行）

聖、通也。所以通賓主之意也。將、猶奉也。

〔書き下し文〕

聖は、通なり。賓主の意を通ずる所以なり。將は、猶ほ奉のごとし。

〔現代語訳〕

「聖」は「通」（つうずる）という意味。賓主の意を疎通させるてだてである。「將」は「奉」（たてまつる）という意味。

【疏】(十六葉裏一行)

○曰聖者、聖、通也。謂上諸事並是通賓主之意也。聖立而將之以敬曰禮者、謂通賓主之事、其道已立、能將行之以恭敬、乃謂之禮也。

○禮以體長幼曰德、德者、得也。既能有禮、以體我長幼、以事得宜、故曰德也。

〔書き下し文〕

○「聖と曰ふ」とは、聖は、通なり。上の諸事並びに是れ賓主の意を通ずるを謂ふ。「聖立ちて之を將るに敬を以てするを礼と曰ふ」とは、謂ふところは、賓主を通ずるの事、其の道已に立ち、能く之を將行するに恭敬を以てするを、乃ち之を礼と謂ふなり。○「礼以て長幼を体するを徳と曰ふ」とは、徳は、得なり。既に能く礼有りて、以て我が長幼を体して、以て事の宜しきを得、故に徳と曰ふ。

〔現代語訳〕

○「聖」というとは、「聖」は「通」(つうずる)の意味。上記の諸事がいずれも賓主の意を疎通させるためのものであることを言うのだ。「聖」(のきまり)が定まって、それを敬意をもって奉り行うのを、「礼」というとは、賓主(の意)を疎通させる事について、そのやり方がすでに定まって、それを恭敬を込めて実行することができると言うのが、つまりは礼である、ということを行ったものだ。○「礼」によって長幼(の序)を体現するのを、「徳」というとは、「徳」は「得」(える)の意味で、「礼」を行うことが既にできて、それによっておのが長幼(の序)を体現して、事の

宜しきが得られるので、「徳」と言うのだ。

【經】(十五葉裏五行)

徳也者、得於身也。故曰、古之學術道者、將以得身也。是故聖人務焉。

〔書き下し文〕

徳なる者は、身に得るなり①。故に曰く、古の術道を学ぶ者は、將に以て身に得んとするなり。是の故に聖人焉に務む。

①このことは意味が異なるが、同じ表現が、『韓非子』解老に「徳者、内也。得者、外也。上徳不徳、言其神不淫於外也。神不淫於外則身全、身全之謂徳。徳者、得身也」と見えている。

〔現代語訳〕

「徳」とは、(自身の)身に得るということだ。だから言うのだ、古の学芸の道を学ぶ者は、それを(自分の)身に付けようとしてのことだ、と。だから聖人は(この郷飲酒の礼を)励み行うのだ。

【注】(十五葉裏七行)

術、猶藝也。得身者、謂成已令名、免於刑罰也。言學術道、則此說賓賢能之禮。

〔書き下し文〕

術は、猶ほ芸のごとし。身に得るとは、己が令名を成し、刑罰を免かるるを謂ふ。術道を学ぶと言はば、則ち此れ賢能を賓するの礼を説くなり。



〔現代語訳〕

「術」は、「芸」（学芸）という意味。「身に得る」とは、（学芸によつて）自分の令名を高め、刑罰から免がれることを言うのだ。（ここで）「学芸の道を学ぶ」と言うのは、ここでは（学芸の学びに資する）賢者能者を賓としてもてなす礼を説いているからだ。

〔疏〕（十六葉裏三行）

○徳也者得於身也、重釋稱徳之義、是得善行於其身、謂身之所行者、得於理也。○古之學術道者將以得身也者、術者、藝也。言古之人學此才藝之道也、將以得身也。謂使身得成也。此謂賓賢之人有術道、今以賓敬接待之、事其尊敬、學習術道、身得成就、而有令名。○是故聖人務焉者、以上賓主徳義之事、於禮最重、故聖人務行焉。

〔書き下し文〕

○「徳なる者は身に得るなり」とは、重ねて称徳の義を釈す、是れ善行を其の身に得るなり、身の行ふ所の者、理を得るを謂ふなり。

○「古の術道を学ぶ者は將に以て身に得んとするなり」とは、術は、芸なり。古の人、此の才芸の道を学ぶは、將に以て身に得んとするなるを言ふ。身をして成るを得しむるを謂ふ。此れ賢を賓するの人、術道有りて、今、賓敬を以て之を接待するに、其の尊敬を事とし、術道を学習すれば、身は得て成就して、令名有るを謂ふなり。○「是の故に聖人焉に務む」とは、以上の賓主徳義の事、礼に於て最も重し、故に聖人務めて行ふなり。

〔現代語訳〕

○「徳」とは（自身の）身に得ることだ」とは、「徳」と称する意味を重ねて解釈したものだ。（つまり）善行をその身に付けるということで、（自分の）身の行うものが、理になつていてということと言うのだ。○「古の学芸道術を学ぶ者は、それを（自分の）身に付けようとしてのことだ」とは、「術」は「芸」（学芸）の意味。昔の人がこの才芸の道を学ぶのは、（それを自分の）身に付けようとしてのことだ、ということと言う。（自分の）身に成しとげることがあるようにさせることを言うのだ。これは賢者を賓する人が、学芸の道を身に付け（ようと）して、今、賓に対する敬意を以て接待するに際して、尊敬を第一とし、学芸の道を学習するならば、（その）身には成就するものがあり、令名がともなうことを言つたものだ。○「だから聖人はこれを励み行ふ」とは、以上の賓主（の）徳義（により交際する）の事は、礼のなかで最も重要であるから、聖人はこれを励み行ふのだ。

〔補注〕（十四葉表十行の鄭注の範囲について）

底本では、この部分の鄭注と『釈文』は次のようになっていゝ。  
郷人、郷大夫也。士、州長、黨正也。君子、謂卿大夫士也。  
卿大夫士飲國中賢者、亦用此禮也。共尊者、人臣卑、不敢專大惠。○郷人士君子、周禮天子六郷。鄭司農云、百里内爲六郷、外爲六遂。司徒職云、五家爲比。…五州爲郷。郷大夫、每郷卿一人。…比長、五家下士一人。諸侯則三郷。長、丁丈反、篇内皆同。謂卿、去京反、注同。飲、於鳩反。

○以下の『釈文』は単行本では次のようになっていいる（括弧で括つたものは見出し）

（郷人士君子）鄭云、郷人、郷大夫。士、州長、黨正也。君子、謂卿大夫士也。周禮天子六郷。鄭司農云、百里内爲六郷、外爲六遂。司徒職云、五家爲比。…五州爲郷。郷大夫、每郷卿一人。…比長、五家下士一人。諸侯則三郷。（州長）丁丈反、篇内皆同。（謂卿）去京反、注同。（飲國）於鳩反。

この部分について『校勘記』は、『釈文』の「郷人士君子」から「諸侯則三郷」に至る百八字を鄭注とみなし、これを鄭注としない山井鼎説を駁している。しかしながら、単行本の『釈文』からしても、底本の「○」以下が『釈文』から取ったものであることは明らかである（上の鄭注と重複する部分は削除してあるが）。『校勘記』によれば、山井所見の「宋版」や惠棟所見の「宋本」では、『釈文』の「郷人士君子」以下が鄭注とされているようであるが、以下の理由から、この部分は鄭注ではないと判断する。

そもそも『釈文』では鄭注についても音義を付けているから、各篇題下で「鄭云」を冠して『鄭目録』を引く以外で「鄭云」の形で（当該部分の）鄭注が引かれるのは例外的であると言える。その場合、鄭注が引かれた理由がよくわからないものもままあるもの、多くは他説との対比のためにこれが引かれているようである。たとえば、本篇においても冒頭部の「干庠」に対して『釈文』は、

音詳。鄭云、「庠、郷學也。州黨曰庠。」學記云、「古之教者、家有塾、黨有庠、術有序、國有學。」

と鄭注を引く形で音義を付けているが、これは学記篇の記述との違いを際立たせるためであろう（なお、「郷人士君子」に対する『釈文』について、『校勘記』は「鄭云」が「周禮…」以前にのみにかかるはずがない、と判断されているが、同じ基準で判断するならば、ここの「學記…」以下も鄭注と見なさなければならぬであろう）。「郷人士君子」に対する『釈文』においても、鄭注が引かれ、かつ『周礼』が引かれるのは、鄭注が州長、党正を（これが諸侯のそれであると解するがために）「士」とするのに対し、『周礼』では「大夫」とされていることを対比するためであると思われる。もし、この『周礼』の引用が鄭玄によるものであるならば、少なくとも州長、党正を「士」にあてる理由がこの部分で説明されなければならないであろう。

#### 【参考】

通志堂経解本『礼記音義』において当該部分の鄭注が見出し以外で引かれている例（郷飲酒義の二例をのぞく）

○1.5a8（固獲）並如字、徐云、鄭、横霸反、專之曰固、爭取曰獲。一音護。」

曲礼上2.21b「毋固獲」注21b2「欲專之曰固、爭取曰獲。」（徐邈が鄭注を引くか）

○1.8b7（去國三世）鄭云、自祖至孫。盧王云、世、歲也。萬物以歲爲世。」

曲礼下4.7b「去國三世、爵祿有列於朝、出入有詔於國。」注7a「三世、自祖至孫。」



儒行 59-6b 「簞門、圭窻」注 6610 「簞門、荊竹織門也。圭窻、門旁窻也。穿牆為之、如圭矣。」

○ 4-17b8 「(妄常) 鄭音亡、亡、無也。王音忘尚反、虛妄也。」

儒行 59-13b 「今衆人之命儒也妄常、以儒相詬病。」注 1362 「妄之言無也、言今世名儒無有常、人遭人、名為儒、而以儒斬、故相戲。」(鄭玄は「妄常」で句詠を切り、王肅は「也妄」で句詠を切る。)

○ 4-22b2 「(狸首) 力之反、狸之言、不來也。首、先也。此逸詩也。」

鄭以下所引曾孫侯氏為狸首之詩也。」

射義注 62-2b4 「狸首逸、下云曾孫侯氏是也。」

(付記) 本研究は科学研究費助成事業(基盤研究(C) 課題番号 26370044)による成果の一部である。